



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英米金融協定成立の政治経済学(1):「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察(3)
Author(s)	本間, 雅美
Citation	経済學研究, 39(4), 159-179
Issue Date	1990-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31846
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(4)_P159-179.pdf



英米金融協定成立の政治経済学 (1)

——「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察(3)——

本 間 雅 美

問 題 の 所 在

「もしローンが受け入れられるとすれば、それがロシアの拡張主義に対して防衛するための投資を示すという信念により、その支持が左右されてきているからであろう。恐らくこれは、フルトンの発言がもたらした最初の成果といえよう。それは薬を飲みやすくするために外側を砂糖で包んだ錠剤のようなものである。」¹⁾

これは、英国『エコノミスト』誌の米国議会における「対英ローン・ヒアリング」についての論評の一節である。そして、従来の英米金融協定についての評価もまた、まさにこの文脈のなかで語られるのが一般的であった。すなわち、英米金融協定の普遍・妥当性は、「反共イデオロギー」で総括されざるを得なかったという回答に他ならない²⁾。しかし、私見によれば、この説明は、英米金融協定が何ゆえに、また、いかにして「反共イデオロギー」で総括されざるを得なかったのかという点については答えているとはいえず、その点で不十分であるといわ

ざるを得ない。英米金融協定の正当性が「反共イデオロギー」で総括されざるを得なかったという事実でもってしか、アメリカの「ドル外交政策」を説き得ない従来の議論の延長線上では、戦後「ブレトン・ウッズ体制」確立の全体像の解明に立ち向かうことはできないであろう。問題は、英米金融協定が何故に、そしていかにして「反共イデオロギー」によって体系化されざるを得なかったのかの論理を明らかにすることにある、と考えられるのである。

ところで、英米金融協定が、「戦後再編構想原理」の実践方式の単なる合意にとどまらず、実はブレトン・ウッズ協定批准→英米金融協定→マーシャル・プランと続く戦後再編実践の一連の流れの「起点」をなすものであったという評価が一般的であることは、周知の通りである³⁾。しかしながら、戦後の「国際協力」の枠組みを組織化しようという、いわゆる「再編実践」の歴史的意義については、あまり関心が払われてこなかったのが実情である。そのため、英米金融協定についての歴史的評価は未だ、定まっていないのが現状であろう。これは、英米金融協定が「多角主義」の原理からの逸脱であるとする R. N. ガードナーに代表される修正論と、逆にこの原理に近づくための実践的方式とみなされるべきであるとするハッシュ

- 1) *The Economist*, Vol. CL, March 23, 1946, p. 455.
- 2) Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective* (New expanded edition), New York, 1980, pp. 248-253. 村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史(下)』東洋経済新報社、1973年、430-435頁。Joyce and Gabriel Kolko, *The Limits of Power*, New York, 1972; L. C. Gardner, *Architects of Illusion: Men and Ideas in American Foreign Policy, 1941-1949*, Chicago, 1970, p. 118. 油井大三郎『戦後世界秩序の形成』東京大学出版会、1985年、12-47.

- 3) Alec Cairncross, *Years of Recovery*, London, 1985, pp. 88-120; Sir Richard Clark, *Anglo-American Economic Collaboration*, Oxford, 1982, pp. 49-65; 原田三郎『イギリス資本主義の研究』日本評論社、1949年、163-200頁。

(Fred Hirsch), ドイル (Michael W. Doyle) らにみられる正反対の見解が唱えられてきていることから明らかであろう⁴⁾。

では、ガードナーの言うように、果たして英米金融協定は「多角主義」の放棄なのであるか。もしくは、「多角主義」の抑制なのであるか。換言すれば、ブレトン・ウッズで敗北した「キー・カレンシー・アプローチ」が金融協定→マーシャル・プランという流れにおいて追求されたのは、「双務主義」の修正ではないのだろうか。私見によれば、英米金融協定が「多角主義」と「双務主義」との間のどの点に「最適解」を見出したのかという問題に接近するためには、何よりもまず、金融協定成立の論理を「戦後再編構想」とその実践方式との「ギャップ」という歴史的文脈のなかにおいて分析することが肝要である。この点で注目すべきは、戦後国際経済関係の再編成の「原点」をどこに求めるべきかという問題が再び問われてきている、ということである。そして、その際、英米の「特別の関係」を色濃く体現している英米の「国際協調」を強調する論理が急浮上してきていることである⁵⁾。しかし、問題の核心は依

然として、次の点にあることは疑い得ないであろう。すなわち、英米の「特別の関係」を大西洋憲章から英米相互援助協定第7条の締結のなかに見出す R. N. ガードナーの古典的見解と、この直接の契機をナチスの「欧州新秩序」に求める A. ドメールの見解とが、著しい好対照をなしているという事実評価の問題である。両者とも戦後再編構想の現実的側面を重視する点に共通の特徴が見られる。ただし、両者ともに、

みを管理する普遍的概念として用いている。これに対して、「国際協調」は各国の政策の利害対立を調整させるための「政策協調」といういわば消極的方法によって、国際経済関係の政策の対立を調整するというレベルの「相互主義」的な概念として使用している。「国際協調」は誰が調整リスクを負担するのかという国際システムを管理し、これを指導する「中心国」のリーダーシップ問題と国際機関の設立問題を全面に押し出すというように、「国際協調」の範囲と程度の点で限界があるため全世界的な「国際協力」を必要とするのである。そしてまさにこの点こそ、第二次世界大戦後の「国際協力」の新しさがあるのである。戦争、経済ナショナリズムに対立する対概念としての「国際協力」が各国の政策の「対立」と「協調」を含む包括的概念であるのは、まさにこのためであるといえよう。別言すれば、「国際協調」は政策調整にかかわるので「対立」を止揚し得ず、したがってまた、この限界を各国の「共同利益」に擬制して調和を図るための道を開く新しい手段として「国際協力」が必要とされたといえよう。モーゲンソー財務長官がブレトン・ウッズ会議において、「国際協力」の発展と「国益」の保護とは対立する概念ではないとして、合衆国の「国益」を守る唯一の安全措置としてのグローバルな「国際協力」の可能性とそれを実行する「国際機関」の必要性を訴えたのは、英米の「特別の関係」を現す英米の「国際協調」を強調すると、「英米共同支配プラン」とみなされ、「キー・カレンシー・アプローチ」を志向するような印象を与えるので好ましくない、と判断したためであったといえる。しかし、ブレトン・ウッズ機関が「自由・無差別・多角主義」の「国際協力」による組織化を「裏付けるもの」として設計されたにもかかわらず、ブレトン・ウッズ協定の修正により合衆国のコントロールに従属するようになったこと、すなわち文字通ユニバーサルなインテレストでは機能しなくなり、「国際協力」の名でもって米国の「多角主義」の利益を追求する政策手段として機能することになった点からして、「国際協力」の限界もまた明らかであろう。

4) R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 223, 304, 邦訳 (下), 398, 506頁。Robert Gilpin, *U. S. Power and the Multinational Corporation*, New York, 1973, p. 106. 山崎清訳『多国籍企業没落論』ダイヤモンド社, 1977年, 101頁。Fred Hirsch, Michael W. Doyle and Edward L. Morse, *Alternatives to Monetary Disorder*, New York, 1977, pp. 30-31. 田村正勝訳『国際通貨体制の再編』日本ブリタニカ, 1980年, 53-54頁。

5) Alan P. Dobson, *The Politics of the Anglo-American Economic Special Relationship*, New York, 1988, pp. 20-59; W. M. Roger Louis and Hedley Bull, (ed.), *The "Special Relationship"*, Oxford, 1986. ここで、あらかじめ「国際協力」(International Cooperation)と「国際協調」(International Collaboration)とを定義しておこう。われわれは、「国際協力」は「自由・無差別・多角主義」という世界の共通の利益を積極的に増進させるために国際経済関係をグローバルに組織化するというように、したがってまた、独自の資金、権限をもつ国際機関を発展させるという積極的方法によって世界経済の制度的枠組

その一側面が重視され過ぎるために、双方の歴史的関連性が抜け落ちてしまっており、その意味で一面性を免れないのである⁶⁾。

第二次世界大戦後のいわゆる「ブレトン・ウッズ体制」の再評価へと収束していく転機となったかかる論争の対立を乗り越え、新たなブレトン・ウッズ像を構築する鍵は、私見によれば、まさにかかる二つの見解の間に存在していたと言ってよいであろう。「レント・リース」が英米の「共通の敵」であるナチス・ドイツに対する「防衛の手段」として展開された点に鑑み、英米の「国際協調」が「欧州新秩序」に対する「防衛の論理」として歴史の表舞台に登場してきたことは、疑い得ない⁷⁾。しかしながら、「新秩序」に対抗して連合国の「戦後再編構想」の構図を提供した大西洋憲章を一瞥すれば、それが第4項(=「多角主義」)と第5項(=経済の拡張主義をめぐる「国際協調」)の「調整」をめぐるはげしく争ったことから明らかなように、それは英米間の「国際協調」のみならず、「国際対立」をもその構成要素としていたのである。ヴァルガの言葉を借りて言えば、「英米関係は敵対と協調の奇妙な結合」⁸⁾をその本質としていたのである。つまり、世界市場の独占的支配をめぐる英米間の内在的対立を乗り越えて、これを両国の経済力に応じて再分割することによって調停する以外には、したがってまた、外部の「第三者」に対して「国際協調」の形をとる以外には選択の余地がなかったといえよう。「戦後再編構想」の端緒として位置づけられる大西洋憲章は、この点に照らして、未だ

「完全に国際的なもの」⁹⁾とは言い難かった。そこで、英米相互援助協定第7条が締結された1942年2月23日、「第7条の措置には精神を同じくするすべての国が参加することができる」として、大西洋憲章は世界のすべての諸国に適用されるべきであるという米国戦後再建計画の「国際主義」への転換により、相互援助協定第7条は他の連合諸国と次々に結ばれたのである¹⁰⁾。このように、「戦後再編構想」のグローバル化に伴って、「対立」と「協調」を調停する国際システムとしての「国際協力」という概念が米国政権内で容認され、登場して来たのである¹¹⁾。米国側においてこれにいかなる内容と形態が付与されたのかは、既に検討したところである¹²⁾。ところで、この点とも関係するが、「戦後再編構想」のグローバル化によって、先に述べた英米の「敵対」と「協調」は直ちに調停され解消された訳ではなかった。戦後再建計画たる「国際協力」の具体化に当たっては、「戦後再編構想原理」である「多角主義」と「拡張主義」の内容と範囲をいかに実践するかをめぐることごとく対立したのである。したがって、戦後再編過程の歴史的意義を解明し、戦後再編の「段階規定」を与えるためには、何よりもまず、再編原理とその実践方式との間の「ずれ」、すなわち「国際対立」と「国際協調」という視点が必要不可欠となるのである。事実、戦後過渡期の「国際協力」の形態を規定したのは「多角主義」と「双務主義」の対立と協調であった。しかしながら、ガードナーやドメ

6) R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 40-68, 邦訳(上), 153-193頁。A. V. Dormael, *Bretton Woods*, London, 1978, pp. 5-11.

7) Alan P. Dobson, *US Wartime Aid to Britain*, New York, 1986; R. S. Sayers, *Financial Policy 1939-1945*, London, 1956; *Foreign Relations of the United States* (以下, FR と略記する), 1941, Vol. II, pp. 1-112.

8) Eugene Varga, "Anglo-American Rivalry", *Foreign Affairs* (以下, FA と略記する), Vol. XXV, 1947, p. 583.

9) Roy F. Harrod, *The life of John Maynard Keynes*, London, 1951, pp. 553-554. 塩野谷九十九訳『ケインズ伝(下)』東洋経済新報社, 1967年, 611-612頁。

10) S. Shepard Jones and Denys P. Myers, (ed.), *Documents on American Foreign Relations*, Vol. IV, 1941-1942, Boston, 1942, p. 61.

11) Dean Acheson, *Present at the Creation*, New York, 1969, p. 32. 吉沢清次郎訳『アチソン回顧録(上)』恒文社, 1979年, 54頁。

12) 拙稿「世界銀行の起源について」『経済学研究』(北海道大学)第25巻第3号, 1985年。

ールに代表される「ブレトン・ウッズ体制」の研究の多くは、「多角主義」と「双務主義」のいずれか一方のみを取り上げて戦後再編実践の特質とする傾向が強かった。これは、これまでの研究が「多角主義」と「双務主義」の対立と協調を「戦後再編構想原理」の形成過程における派生現象にすぎなかったとみていることと軌を一にしている¹³⁾。しかしながら、それらの対立と協調はむしろ再編構想の形成と実践過程の本質的部分であったのである。

戦後「ブレトン・ウッズ体制」の基本的特質は、ブレトン・ウッズ協定にみられるようなグローバルな「国際協力」と英米金融協定に代表される双務的な「国際協調」との不調和な「混合」によりブレトン・ウッズの成功が保障された点にあった。換言すれば、「多角主義」と「双務主義」は「ブレトン・ウッズ体制」の一般体系となり、戦後国際経済関係再編成の構成部分となり、米国の対外経済政策活動の連鎖の一環に転化したのである。「ブレトン・ウッズ体制」はそもそも当初から、戦後過渡期に「多角主義」と「双務主義」が同時・平行的に追求される以外には確立し得ないという宿命を負わされていた、といえよう。

そして、この点の解明はまた、とりも直さず、ブレトン・ウッズ協定批准時に残された未解決の問題、すなわち戦後復興のための「拡張主義」をブレトン・ウッズの外から加えることはないというトルーマン政権の対外政策問題が、英米金融協定問題として再び「国際協力」の名でもって何故、いかにして登場してきたのかをも明らかにするであろう。ブレトン・ウッズで否定されたケインズ流の「拡張主義」については、

前稿でみたように、英米において共に激しい非難を浴びせられたのであった。英国では対英ローンは「拡張主義の名で拡張主義を禁止している」¹⁴⁾もの、したがってまた、「国際協力」を期待させて帝国特惠制の廃止に署名させようという企てとみなされた。つまり、スターリング・ブロックを解体するという「多角主義」の見返りとしての「拡張主義」の程度と範囲が十分ではないというのが、金融協定批判の核心部分であったのである。一方米国でも、英米金融協定は重大な危険にさらされた。戦後の不況が予想されるなかで、ブレトン・ウッズとは別に英国への援助について賛成を求めるには、新たにローンの必要性を証拠立てるものを明示しなくてはならなかったからであった。対英ローンをケインズの「拡張主義」そのものとして提唱すると、ヘンリー・ウォレス (Henry A. Wallace) の戦後再編構想と同じになってしまい、前稿でみたような「世界的呼び水計画」と同一視されることになるのは必至であった。ハロッドが「1945年9月には合衆国の内閣は、たとえわずかにせよイギリスに援助を与えるという計画はおそらくきわめて実行困難であろう」¹⁵⁾と述べたのは、このためであった。それゆえ、ケインズの名前と離れ難く結び付いている英米金融協定を米議会で承認させるためには、金融協定は「ケインズ主義」とは全く別物であること、すなわち「反ケインズ主義」、「反社会主義」、「反共主義」、「反ソ主義」を立証することが必要不可欠となったのである。

この点を、前稿で検討したブレトン・ウッズ協定の修正・批准の論理との関連であらかじめ言及すれば、ブレトン・ウッズ協定の修正により「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・

13) 島崎久弥「ブレトン・ウッズ体制成立史前史の予備的考察」『経済系』（関東学院大学）第123集、1980年、44頁。過渡期の「国際協力」によっても、「多角主義」は完全に「双務主義」に取って代わることができず、「多角主義」と「双務主義」とが併存することになったために、各国の政策の対立と協調が「戦後再編原理」の実践方式の根本問題となったのである。

14) *The Economist*, Vol. CXLIX, December 15, 1945, p. 850.

15) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 598, 邦訳（下）、657頁。米国において、対英ローンがケインズによって推し進められ、成就されたとみなされた点については、*Congressional Record*（以下、CRと略記する）、Vol. 91, 1986, A. 24を参照されたい。

「ブレトン・ウッズ・アプローチ」は混合され、内的に統一されたのであるが、戦後過渡期の「双務主義」の展開はブレトン・ウッズ協定の修正・批准をはるかに超えるものであった。それゆえ、ブレトン・ウッズ協定のなかに融和させられた「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」を分離して、再び「キー・カレンシー・アプローチ」を新たに導入する必要に迫られることになったのである。「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」追求の同時存在という事態が、すなわちこれである。しかしながら、「キー・カレンシー・アプローチ」には「双務主義」に固有の限界があることもまた、周知の通りであった。その上、金融協定の場合には、ブレトン・ウッズ協定の批准と異なり、「キー・カレンシー・アプローチ」の必要性をブレトン・ウッズ協定批准の論理と同じ基盤に立って説得しなければならなかったことが、その特異な点であった。これが英米金融協定批准論争の問題の条件であったのである。金融協定の批准はかかる難問に対する歴史上からする回答に他ならなかった。しかし、金融協定成立の論理は過渡期特有の歴史性を画される以上、「双務主義」の限界を克服すると同時に、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」の欠点であった「統制経済」を防ぎ、これを「多角主義」の利益の下に総括することにより、したがってまた、ブレトン・ウッズの「統制経済」を「統制」を意味する「双務主義」でもって逆説的に防ぐという論理が英米の「共通分母」として要請されることになったこともまた、事実である。けだし、「双務主義」が自己を正当化するためには、「反統制」、「反社会主義」、「反共主義」であることを自ら示さなければならなくなるのが論理必然であるからである。そして、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の併存が「限られた多角主義」として自らを貫徹することになる訳であるけれども、これが「再編原理」の適用方式の「修正」を意味したことは

明らかであろう。

このような視点からみたとき、英米金融協定の承認の「正当性」として与えられた「反ソ・反共主義」は重大な意味をもってくる。「赤の脅威」を名目として、後述するヘンリー・ウォーレスの「英米同盟論」批判の攻撃に乗り出すことによって、トルーマン政権の対ソ・ローン拒否にもとづく「反ソ強硬政策」を正当化しつつ、それに必要な議会の超党派外交政策を形成することになったからである¹⁶⁾。

- 16) 安藤次男「戦後アメリカの対外政策とヘンリー・A・ウォーレスの外交論」『立命館法学』1976年3号。ところで、ロシアの侵略に対抗する「とりで」としてイギリスを支えるといういわゆる「反共とりで論」がレント・リースの論理のアナロジーに他ならなかった点については、RC, 1946, pp. 8830-8332を参照されたい。また、対英ローンの経済的理由として唱えられた「自由・無差別・多角主義」の拡張という論理がロシアにも適用可能であることはいうまでもあるまい。このため対英ローンを承認するのは、他方対ソ借款を拒否する場合には、何故対ソ・ローンを拒否するのかの理由が必要となったのである。この流れのなかで、双方の行動を正当化するために「共産主義の脅威」が登場してきたことは、周知の通りである。英米金融協定批准論争が「反共」の名の下で「総合」されたことによって、金融協定が正当化され、普遍・妥当性を与えられたといえよう。この点で油井氏の金融協定に関する解釈の最大の問題は、米国の貿易自由化体制構築の努力が何故この時期に反共十字軍的なイデオロギーにより支えられなければ、自己を貫徹し得なかったのかということをも十分に説き得ていない点にある。後知恵でもって「反共の論理」を金融協定批准論争に投射している点で、冷戦神話の陥穽に陥っているといえよう。「反共イデオロギー」による金融協定の成立論は、いわば危機のなかで金融協定が成立したという事実しか指摘し得ていない。むしろ、金融協定批准論争の最大の危機はブレトン・ウッズの「多角主義」とブレトン・ウッズで否定された「キー・カレンシー・アプローチ」にもとづく「双務主義」とを調和的に展開しようとする論理をいかに見出すかであったのである。その際の問題の条件は、何故ローンという「拡張主義」がブレトン・ウッズの外に必要なのが、また何故ロシアではなくイギリスに供与されねばならないのか、という点にあった。そして、この二つを同時に満たすことの出来る回答として、したがってまた「双務主義」に内在する固有の限界を克服すると同時に、ブレトン・ウッズ協定とも抵触しないこ

ケインズ主義を受け入れることによって構想された戦後再建計画たるブレトン・ウッズと英米金融協定は、(1)「世界共産主義を引き起こす計画」、(2)ヘンリー・ウォーレスの「Pax-Democratica プログラム」、(3)「世界的公共事業プログラム」とみなされる危険があった。これは、共和党内の孤立主義派が「反ニュー・ディール」、「反ケインズ主義」の立場から、ブレトン・ウッズ協定の指導理念は「ケインズそのもの」¹⁷⁾であり、英国とケインズの野望を反映していると強硬に批判していたことと軌を一にしている。「ケインズ・プラン」とみなされた英米金融協定の議会による承認を得るためには、「ケインズ主義」の名前を避けるばかりでなく、「ケインズ主義」のあらゆる痕跡を根絶すること、すなわち、「反ケインズ主義」=「反共主義」の旗の下で正当化を図る外なかったのである。これは、ケインズと同様、「拡張主義」がアメリカの議員の間では相変わらず「嫌な言葉」¹⁸⁾であったことから明白である。要するに、金融協定批准論争の核心は、ケインズを口にするのは議会の保守派の敵意をかきたてることになるので、ケインズの名に訴えることなしに、「ケインズ主義」をいかに肯定するかにあったのである。

との証として、「反双務主義」、「反ケインズ主義」、「反共主義」、「反ソ主義」が同一視され、「反共封じ込め」論として総括されることになったのである。英米金融協定成立の論理は戦後再編構想原理と再編実践の「ギャップ」、過渡期の「国際協力」の形態を検討することによって明らかになるであろう。油井氏が「多角主義」と「双務主義」、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の混合・併存の論理的、実践的必然性を説き得なかったのは、「結果」から逆算して、金融協定の正当性を「反共主義」に求めた当然の結果といえよう。

17) *Commercial and Financial Chronicles* (以下、CFC と略記する)、Vol. 159, May 4, 1944, pp. 1817-1818; CR, Vol. 91, 1946, A. 733.

18) John Morton Blum, *From the Morgenthau Diaries, Years of War, 1941-1945*, Boston, 1967, p. 273.

I 英米金融協定と過渡期の「国際協力」

英米金融協定は、過渡期における特有の二律背反的問題に対する歴史上からする一つの回答に他ならなかった。協定の根底には次のような問題が潜んでいたのである。すなわち、一方では米国が「自由・無差別・多角主義」ベースで世界市場への公平なアクセスを確保すべく戦時の貿易統制の即時撤廃を求めたのに、他方ではイギリスが国際収支難のゆえに、かかる統制を持続しなければならない、という事実である。かくして、ケインズによれば、イギリスには二つの代替策が有効であった。イギリスがスターリング地域の外から何らかの援助を得て戦時統制を廃止するか、または援助なしにかかる統制を維持・拡大するかの二者択一、すなわちこれである¹⁹⁾。

いうまでもなく、英米金融協定は、ブレトン・ウッズ協定のなかの「双務主義アプローチ」の流れを汲むものであり、双方の国に有利な仕方でかかる課題に対処したものであった。それゆえ、英米金融協定の意義は、「相互主義」、別言すれば「両面通路」にあったといえよう。すなわち、一方合衆国は、イギリスが平時経済に再転換することができるよう助力するために対英援助を行うのに、他方イギリスは、世界貿易を「差別主義」から解放するために合衆国の対外経済政策を支持することに合意するということである。そして、これはまた、大西洋憲章の第4項(=「多角主義」)と5項(=「拡張主義的「国際協調」)の目的と完全に一致する、と考え

19) 英国では、金融援助がなければ金融協定への完全な支持を与えることができないのに、他方米国では、イギリスによる金融協定への支持の証なしにはローンを進んで供与しえないとみなされたのは、このためであった(CR, 1946, p. 8499)。なお、Charles. S. Maier, "The Two Postwar Era and the Condition for Stability in Twentieth-Century Western Europe", *American History Review*, Vol. 86, No. 2, April, 1981, pp. 349-350 も参照されたい。

られたのである²⁰⁾。

とすれば、既にわれわれが明らかにしたように、大西洋憲章の第4項と第5項の原理上の対立をそのまま英米金融協定のなかに持ち込むことになったのは、極めて当然といえよう。そこで、本章は英米金融協定の意義を「多角主義」と拡張主義的「国際協調」の原理上の対立の現れとして、したがってまた、ブレトン・ウッズの「多角主義」を補完する「双務主義」の実践という視点から明らかにしよう。その際、英米金融協定は「キー・カレンシー・アプローチ」に固有の限界をいかに克服して承認されたのであろうか²¹⁾。

「多角主義」と「国際協調」の自然調和がもたらされるような過渡期の「国際協力」の枠組みを組織化することは果たして可能であろうか。そして、この努力は「多角主義」と「双務主義」の対立と協調となって現れる訳であるが、ではこれは英米金融協定成立の論理においていかに貫徹されていったのであろうか。この点の検討はとくに重要である。というのは、ブレトン・ウッズにおいて高らかに謳われた「国際協力」が、いかに容認され、したがってまた、いかなる形態と内容を付与されかつ現実的に適用されていったのかを同時に解明できる、と思われるからである。「国際協力」の枠組みを組織化しようという歴史的課題は、既に前稿で検討したように、ブレトン・ウッズにおいて著しい発展をみたのであった。しかし、「国際協力」

は過渡期においては、英米金融協定→マーシャル・プランによる西欧の「多角主義」の段階的確立にみられるように、「多角主義アプローチ」と「双務主義アプローチ」の併存により一步一步発展するしかなかったことを自ら示したのである。これが意味していることは、次のことである。「国際協力」は、各国の「政策調整」の上に築かれるという不安定さと緊張関係を孕んでいるために、世界情勢の変化は各国の力関係を再調整すべく新たな「国際協力」を要請するという、すなわちこれである。「自由・無差別・多角主義」を管理しかつ組織化するために要請される「国際協力」が固定的なものではなく、むしろ一時的かつ流動的な形態を取らざるを得ないのは、まさにこの点に一因があるといえよう²²⁾。

以上、要するに、「国際協力」の過渡期的形態は「多角主義」と「双務主義」の「併存」が宿命づけられていたということができよう。

1) 戦後再編実践の起点

——英米金融協定の歴史的意義と交渉の背景——

戦後世界経済の再編成過程において、英米金融協定が一つの「画期」をなすことは、いうまでもあるまい。それは、「国際協力」による「自由・無差別・多角主義」の実践を組織化するに際して、いかなる程度と範囲の「拡張主義」を世界市場に加えるべきかという過渡期特有の問題を突き付けたからである。したがって、それはまた、戦後再編構想原理である「多角主義」と「国際協力」の適用方式の「修正」に対して大きなインパクトを与えずにはおかなかった。すなわち、英米金融協定は、一方では英米の「特別の関係」が戦後再編実践における「基軸」をなすことを示すとともに、他方では戦時の米ソ

20) CR, 1946, p. 8879. 英米金融協定が大西洋憲章第5項の実践であるとみなされた点については、*The Economist*, December 8, 1945, pp. 820-821を、他方米国において同第4項を実行に移す最初の措置とみなされた点については、CR, 1946, A. 3174をみられたい。

21) しかし、これは同時に、ブレトン・ウッズ協定だけではユニバーサルな国際通貨協定が機能し得ないという批判への回答でもあった(*The Economist*, July 21, 1946, pp. 75-76)。「キー・カレンシー・アプローチ」の意義と限界については、拙稿「ブレトン・ウッズ協定の批准と過渡期の「国際協力」」『経済学研究』(北海道大学)第39巻第2号, 1989年, 168-174頁を参照。

22) 「国際協力」の発展がいかに困難であるかについては、J. W. Beyen, *Money in a Maestrom*, New York, 1949, pp. 1-8, 208-219を参照されたい。

協調政策から反ソ政策への転換に連なる決定的な契機をなすものであった。つまり、英米の「国際協調主義」の急浮上である²³⁾。

第二次大戦が終局を迎えた1945年夏に、英米の「特別の関係」は「新しい段階」²⁴⁾に入った。7月5日のイギリス労働党の大勝利と、それに続く8月21日、レント・リース法の突然の適用停止発表によって、ブレトン・ウッズ協定の批准に暗雲が立ち込めたからである。その上、戦後国際経済関係の「双務主義」的展開は、再編実践においてますます「自由・無差別・多角主義」を裏切り、事実上「ブレトン・ウッズ・アプローチ」に「修正」を迫ったのである。このような双務的通貨・貿易協定網の拡大は、日本降伏後という第二次世界大戦のいわゆる「第三段階」に戦後過渡期の困難が増大するという西欧経済の構造的危機に起因する必然的結果であった²⁵⁾。各国の「双務主義アプローチ」の追求は、イギリスをも含む西欧すべての国の過渡期に対する唯一の回答に他ならなかった。ハロッ

ドによれば、「双務主義」は経済を「権力政治のしもべ」にする傾向があるので、「双務主義」の固定化は「統制経済」「全体主義」に発展するという危険性が、金融協定交渉の最大の不安定さを与えたという²⁶⁾。それゆえ、「双務主義」が直ちに阻止されないかぎり、「自由・無差別・多角主義」にもとづく世界貿易体制の再建のための遠大な「国際協力」計画は、その達成が危ぶまれたのであった。

このように、ブレトン・ウッズ計画にみられる戦後のユニバーサルな構想と戦後過渡期における各国のバイラテラルな再編実践との「ギャップ」は、レント・リース法の停止によっていみじくも浮き彫りにされたのである²⁷⁾。「かつてワシントンにおいて両国間で合意をみた種々の原則や計画」²⁸⁾に矛盾する、したがってまた、「犠牲の平等」の原則に反すると思われる米国の措置によって戦後再編計画がいかにして不安定なものにならざるを得なかったのか、そしてかかる不安定な英米の「国際協調」関係を調和させるよう企てられた英米金融協定の交渉がいかなる論理と形態をもって締結されかつ批准されたのであろうか。まず、この点が問われなければならぬ。

23) Thomas G. Paterson, "The Abortive American Loan to Russia and the Origins of the Cold War, 1943-1946", *The Journal of American History*, Vol. 46, No. 1, June 1979, pp. 70-92; Ditto, *Soviet-American Confrontation*, Baltimore, 1973, pp. 147-173; Leon Marter, *Lend-Lease, Loans, and the Coming of the Cold War*, Colorado, 1979, pp. 169-221; George C. Herring, Jr., *Aid to Russia, 1941-1946*, New York, 1973, pp. 238-275. なお、冷戦起源論について述べるのでない邦語文献としては、永井陽之助『冷戦の起源』中央公論社、1978年、第1章がある。なお、この点に一言しておけば、これら一連の動きは「キー・カレンシー・アプローチ」の限界により論理的にも実際的にも規定されているというのが、われわれの基本的立場である。

24) *The Economist*, February 3, 1945, p. 148.

25) Judd Polk and Gardner Patterson, "The Emerging Pattern of Bilateralisms", *Quarterly Journal of Economics*, November 1947, pp. 118-142. John H. Ferguson, *The Anglo-American Financial Agreement and our Foreign Economic Policy*, *the Yale Law Journal*, Vol. 55, 1946, p. 1149.

26) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 594, 邦訳(下), 653頁。米国において「差別主義」が「シャハト体制」「全体主義」に連なるといいうゆる「双務主義」の「害悪」についての明白な考えが持たれていたことは、U. S. Senate, Banking and Currency Committee, *Anglo-American Financial Agreements, Hearings on S. J. Res. 138* (以下、*Senate Hearings* と略記する), 79th Cong., 2d sess., March 5-20, 1946, pp. 26-27, 174-175を参照されたい。また、モーゲンソー長官が対英援助のなかに英国と西欧における「双務主義」の「害悪」である「社会主義」の流れを阻止して、自由企業制度を確立する手段を見出したのは、このためであったといえよう (*The Economist*, September 22, 1945, p. 414, December 22, 1945, p. 914)。

27) R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 188-207, 邦訳(下), 355-380頁。

28) W. K. Hancock and M. M. Gowing, *British War Economy*, London, 1949, p. 533.

② 金融協定の経緯

米政権、とくに国務省は IMF に満足していなかった。というのは、ブレトン・ウッズ協定がイギリスに金本位制からの逸脱と放免を許していたからであった。IMF 協定は、少なくとも5年間、現行の取引について統制を維持することをイギリスに許していた。それゆえ、国務省にとっては戦時統制の除去における長期の遅延は、文字通り「多角主義」にもとづく世界経済の創造と合衆国の輸出剰余の保証にとって破滅的な影響を及ぼすものに他ならなかった²⁹⁾。

そこで、合衆国の対外政策の目的は二つの面をもつことになった。第一は、米国が英国に採るように望んだ「自由・無差別・多角主義」の政策と構造であった。第二は、「自由・無差別・多角主義」を建設するに当たってのイギリスの積極的な役割の重要性である。その要素は、ポンド・スターリングによってなされるべき貢献である。ドルが戦後には世界的に「稀少」であることは、明らかであった。これは、ドルが「国際通貨」としてヨーロッパ内の、またはヨーロッパとスターリング地域との間の貿易にほとんど使用されないことを意味した。しかし、もしスターリングが交換可能になり、ロンドンが世界の金融センターとしての地位に復帰する場合には、ドルは市場を通じてかかる貿易に金融されることになるだろう。そしてこれは、ヨーロッパ経済から貿易・為替管理制度を取り除くためには、何よりもまずポンド・スターリングの交換性回復が必要であるという認識に導いた³⁰⁾。

29) Fred L. Block, *the Origins of International Economic Disorder*, London, 1977, pp. 56-57. なお、金融協定交渉の経緯については、R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 188-207, 邦訳(下), 355-380頁。R. F. Harrod, *op. cit.*, pp. 586-623, 邦訳(下), 645-683頁を参照されたい。

30) *FR*, VI, 1945, pp. 120-121; Fred L. Block, *op. cit.*, p. 58. イギリスにおいて、交換性回復が対英クレジットの見返りに英国がなすことに同意したものの核心であるとみなされた点については、差し当たり、Judd Polk, *Sterling: Its Meaning in World Finance*, New York, 1956, p. 55 を参照されたい。

すなわち、通貨の自由な交換がなければ、英米の貿易はそのおのおの「経済上の万里の長城」の内に封じ込められ、凍結されるだろうという見方であった³¹⁾。

みられるように、イギリスは合衆国と残余の世界を結ぶ「一種の橋」とみなされたのである。しかし、ここで、米国はイギリスのポンド・スターリングを媒介にしてしか世界市場を開放し、もってドルの「国際化」を果たすことができないという固有のディレンマを抱えることになった。すなわち、一方において、もしイギリスが余りにも強くなり、多額の通貨準備をもつことになるならば、イギリスをアメリカに従属させることは困難となるであろう。他方において、もしイギリスが余りにも弱く、支払いポジションが潤渇するならば、イギリスはヨーロッパの貿易と為替管理を除去する「自由・無差別・多角主義」にほとんど貢献しえないであろう³²⁾。ここで米国が選択したコースは「中間の道」であった。イギリスを弱く維持してアメリカに従属させるけれども、イギリスを余りにも弱く維持しないという策略、すなわちこれである。

ブレトン・ウッズの外から対英ローンを供与する諸条件についての論争は、かかる企ての巧妙さを反映していたのである。

① 過渡期の援助問題

財務省のホワイトは、ブレトン・ウッズ協定の批准に際して、IMF と IBRD はイギリスに対する過渡期の援助を不要にするだろうと強調していた³³⁾。しかし、既にみたように、過渡期の援助手段としての世銀のかつての野心的な範囲と機能はブレトン・ウッズ以前に縮小していたのである。そして、何よりもまず、ブレトン・ウッズ機構は未だ作用していなかったのである。

31) *CFC*, 163, February 14, 1946, p. 866.

32) *FR*, 1945, VI, p. 54.

33) Harry Dexter White, "The Monetary Fund", *FA*, 23, January 1945, p. 203.

そこで、イギリス側は、ブレトン・ウッズを受け入れることを条件として、戦後過渡期の英米の「国際協調」関係を維持すべく、過渡期の新しい援助手段を交渉することにしたのである。こうして、ワシントン会議が1945年9月13日に開始されることになった。このワシントン会議において、ケインズとクレイトン(William L. Clayton) 国務次官が中心的役割を果たしたことは、周知の通りである。

トルーマン政権下、対外経済政策の主導権を握った国務省が、もともとの戦略である「キー・カレンシー・アプローチ」にもとづいて、合衆国の「多角主義」計画へのイギリス側の協力を得るために、金融上のレバレッジとしてローンを供与するという戦術、一言でいえば「双務的多角主義」アプローチを採用することにしたのは、いわば当然であった。クレイトンによれば、英国の金融問題は「自由・無差別・多角主義」への急速な前進に対する最大の障害であった。それゆえ、過渡期と平時の橋渡しをするために必要な金融援助を英国に与え、もって合衆国の「国際経済協力プログラム」の究極の成功に対する脅威を封じることこそが最重要課題であるとみなされたのである³⁴⁾。

一方、ケインズは、イギリスの将来のコース選択の問題は米国の世界経済において果たすべき役割に依存すると考えた。ケインズがローン交渉の戦略として、したがってまた、アメリカの寛大さを確保するための「てこ」として「双務主義」を継続するという脅威を使ったのはまさにこのためであった。それゆえ彼は、援助がなければ、イギリスは戦時コントロールを維持し、「双務主義」にもとづく通貨貿易関係、すなわち「スターリング地域」ブロックを発展、恒常化せねばならないが、逆に50億ドル程度の援助によってブレトン・ウッズの枠内で英国の国際収支問題が解決され、「自由・無差別・多

角主義」が世界的規模で実現しうる、と強調したのである³⁵⁾。

要するに、アメリカ側は、自由主義的な貿易制度への即時の前進を戦時の貿易障壁の低減の観点からのみ考える傾向が強かったので、最小限の「双務主義」的な復興援助で、いかに最大限の「多角主義」の利益を勝ち取るかということに腐心したのである。これに反して、イギリス側は、封鎖ポンド残高の解決が「自由・無差別・多角主義」の受け入れの前提条件とみなしていたので、アメリカの援助を戦時の「犠牲の平等の問題」という観点から考える傾向が強かった。それゆえ、過渡期の「双務主義」的な国際経済関係がブレトン・ウッズに取って替わられるまでは、「全世界とまではいかない」アプローチを当然の解決策とみなしたのである。

では、かかる両国の対立は、英米金融協定にいかん反映し、いかなる点で妥協したのであろうか。

② 協定の内容³⁶⁾

(1) 米国の援助の性格について

ケインズは無償援助を希望したけれども、米国側はそれでは米国民が納得しないだろうと強硬に反対した。そこで、ケインズは代替策として無利子の援助を主張したが、今度も資金調達コストに相当する金利を付けないと議会の承認は得られないとして拒否された。結局、ケインズとビンソン(Fred M. Vinson) 財務長官は、当時のワシントン輸出入銀行の借款利子である3%より優遇された形の年利2%(5年間据え

35) Donald Moggridge, (ed.), *The Collected Writings of John Maynard Keynes* (以下, JMKと略記する), Vol. XXIV, 1980, p. 278; *The Economist*, August 4, 1945, pp. 151-152; Fred L. Block, *op. cit.*, pp. 55-56; David Rees, *Harry Dexter White: A Study in Paradox*, New York, 1973, pp. 361-364.

36) 以下、英米金融協定の内容については、CR, 1946, A. 1060-1064; FR, 1945, VI, pp. 122-204; R. N. Gardner, *op. cit.*, p. 188-223, 邦訳(下), 355-401頁。Thomas G. Paterson, *op. cit.*, pp. 122-164を参照されたい。

34) FR, 1945, VI, pp. 54-56; Fredrick J. Dobney, (ed.), *Selected Papers of Will Clayton*, Baltimore, 1971, p. 147.

置きで実質 1.62%)、その上、場合によっては利払いの免除もありうるとして妥協した³⁷⁾。

(2) 援助の金額について

イギリス側は60億ドルの援助を要求したが、他方アメリカ側は1946年から1948年までの国際収支赤字額を33億ドルと推定した。そのため、ビンソンは35億ドル、クレイトンは40億ドルをそれぞれ提案した。そして最終的には、トルーマン大統領が議会に承認される額として、ビンソンとクレイトンの「差額を二分」して37億5千万ドルに決めたことによって、英米間には「一つの妥協」が成立した³⁸⁾。

(3) 英国の通商政策について

クレイトンは、国務省の通商政策の目標である「自由・無差別・多角主義」を実現するために、ドル・プール制の廃止、差別制度の撤廃など多角的貿易制度を促すための言質を金融協定の目的のなかに織り込んだ。

(4) ポンドの交換性について

国務省はローズベルト大統領の死後、アメリカの対外経済政策の主導権を握ったけれども、「貿易障壁の低減は秩序ある為替レイトと為替取引の自由が確保されるまではなし得ない」という財務省の考えを受け入れていた。それゆえ、ブレトン・ウッズ協定の5年間の過渡期条項は「多角主義」の実現にとって破滅的なものとみなされた。国務省が金融協定発効一年以内にポンド・スターリングの交換性回復を約束させることによって、「ドルの国際化」の早期実現を図ったのは、まさにこのためであった。また、この点とも関連するところではあるが、累積ポンド残高についてはポンドの交換性回復に占める重要性に照らして、かつまた英米の政治的妥協の産物として、「場合」と「状況」に応じて三段階に区分された。

みられるように、米国は純経済的見地からみ

てポンド・スターリング地域の即時段階的な解体を強く望んだ。しかし、ポンド・スターリング地域の全面的弱体化はアメリカの本位ではなかった。なぜならば、「キー・カレンシー」としてのポンドに交換性がない場合には、グローバルな「多角主義」はとうてい望み得ないからであった。「キー・カレンシー」としてのポンドとドルの交換性が回復されれば、たとえ多数の国が外国貿易や為替に制限措置を採ったとしても、世界的に「多角主義」は支障を生じないであろうという認識であった。米国が戦後過渡期に、ドル・ポンドの交換性回復に第一義的課題を置いたのは、まさにこのためであった。

3) 金融協定とブレトン・ウッズ体制

交換性回復と貿易の自由化は、ある程度二者択一的でありかつまた対抗関係にあるとさえみなされていた³⁹⁾。したがって、米国が過渡期にあえて貿易の自由化をある程度犠牲にしてまでも、ポンドの交換性回復を最優先的に実現しようとしたのは、それなりの理由があったとしなければなるまい。結論から先に言えば、それは過渡期の「国際協力」の課題の二重性に規定されていたといえよう。戦争直後に、いかにして「双務主義」の固定化を最小限に防ぐと同時に、「多角主義」を最大限に推進していくか、すなわちこれである。では、このような相反する「動き」はいかに調停され、「第3のコース」が追求されることになったのであろうか。

① 戦後再編実践と過渡期の「国際協力」

さて、合衆国は戦後再編構想原理と再編実践の「ギャップ」をいかに埋めたのであろうか。それは、「双務主義」を「双務主義アプローチ」によって防ぎ、もって「多角主義」の枠組みを「国際協力」により組織化するという、いわゆる「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の併存、「多角主義」と「双務主義」の混合、ケインズ流に言えば、

39) Sir Dennis Robertson, *Britain in the World Economy*, London, 1954, pp. 89-90.

37) *FR*, 1945, VI, p. 163; Fred L. Block, *op. cit.*, p. 65.

38) Hugh Dalton, *High Tide and After*, London, 1962, p. 81; *FR*, 1945, VI, p. 101; R. N. Gardner, *op. cit.*, p. 202, 邦訳(下), 372頁。

「双務的多角主義」の実践に他ならなかった。また、ガードナーの言葉を借りて言えば、「ブレトン・ウッズを支持する側と反対側は終局的に同調することになる」という事態がまさにこれに当てはまるのである⁴⁰⁾。ジョン・H・ウィリアムズ (John H. Williams) が過渡期には「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の両方を必要とする⁴¹⁾と述べたのも、この別表現に他ならない⁴²⁾。したがって、かかる事態の解明は、「国際協力」が過渡期にいかなる形態と論理をもって展開されたのかという「ブレトン・ウッズ体制」の根本問題に対する回答ともなるであろう。

では、ブレトン・ウッズで謳われた「国際協力」は過渡期にいかなる形態と論理をもって要請されたのであろうか。まず、この点から検討していくことにしよう。過渡期にアメリカが「多角主義」にもとづく通貨・通商体制の確立を追求したことと、西欧諸国が「双務主義」にもとづく通貨・通商協定を採用せざるを得なかったことの対立的矛盾を、米国は、何よりもまず、「孤立主義」ではなく「国際協力」の方向で克服しなければならなかった⁴²⁾。したがって、「国際協力」は二重の形を採ることになった。ブレトン・ウッズというグローバルな「多角主義」の枠組みを組織化するとともに、その枠組みに実際上の原動力を与える「双務主義」的な金融協定を締結するために過渡期の「国際協力」が要請されたのである。要するに、過渡期の「国際協力」は「多角主義アプローチ」と「双務主義アプローチ」の混合のあり様に規定された、といえよう。別言すれば、「多角主義」を実現するためには「多角主義アプローチ」が「双務主義アプローチ」と並んで、またこれと

関連して現実的に展開された、ともいえよう。

しかしながら、この点でとくに注意すべきは、米国が「双務主義」の世界を取り除くために、双務協定を申し出るといふ事態は、まさに「双務主義」のパラドックスに他ならないという事実である。この点をあえて言及したのは、英米金融協定の合衆国議会における批准の際に、「双務主義アプローチ」にもとづく対英ローン賛成論が重大な困難に逢着せざるを得なかったという事情——ブレトン・ウッズ協定批准時には「キー・カレンシー・アプローチ」は「ブロック」を形成するという理由で敗北したのに、金融協定批准時には今度は「キー・カレンシー・アプローチ」にもとづくローンの失敗は「経済ブロック」を形成し、「経済戦争」に導くという正反対の論理がジェームズ・F・バーンズ (James F. Byrnes) 国務長官により使われたこと——が留意されねばならない、と考えられるからである⁴³⁾。このために、過渡期の「国際協力」は次ぎのような限界を孕むことになった。すなわち、英米関係は、世界貿易の拡大をめぐる両国の「利害の対立」を妥協させるために、

43) *New York Times* (以下, NYT と略記する), April 28, 1946, IV, p. 3; *Department of State Bulletin* (以下, DSB と略記する), February 24, 1946, p. 270. なお、このバーンズの議論の論理的矛盾は、エメリーによれば、次の点にあった。すなわち、もし経済ブロックが世界平和の脅威であるならば、こんにち世界には事実上ロシアとアメリカの二大ブロックが存在しているという現実を看過している。それゆえ、バーンズの議論の論理的帰結は、世界平和はアメリカ・ブロックの解体を要求するということである (L. S. Amery, *The Washington Loan Agreements*, London, 1946, pp. 152-156)。また、ヴァンデンバーグ上院議員がバーンズの議論に反対したのは、対英ローンを認め、対ソ・ローンを拒否することこそが、まさに経済戦争に導くというようにバーンズの議論と逆の認識であった。これは、ヴァンデンバーグ上院議員がこの当時はむしろエメリーのバーンズ批判に近かったことを示しているが、詳しくは John Morton Blum, (ed.), *The Price of Vision*, Boston, 1973, p. 526; Arthur H. Vandenberg, Jr., (ed.), *The Private Papers of Setnaor Vandenberg*, London, 1953, p. 231 を参照されたい。

40) R. N. Gardner, *op. cit.*, p. 197, 邦訳 (下), 336 頁。

41) John H. Williams, *Post-War Monetary Plans*, Oxford, 1949, p. 132.

42) U. K. Parliament, "Anglo-American Financial Agreements, *House of Lord*, Vol. 138, 1945, p. 853.

外部の「第三者」に共通して対抗するという「協調」の形をとり、もって両国の「対立」を協調的行動により止揚して「多角主義」の枠組みを組織化するより以外にはないという点において、常に不安定であるということである。既述したように、ヴァルガが英米関係を「敵対と協調の奇妙な結合」と特徴づけたのも、この文脈において理解しなければならない。また、これとの関連で注意すべきは、戦後「ブレトン・ウッズ体制」の内部では「多角主義」と「双務主義」の二つのアプローチが併存し、世界情勢に応じてその時々いずれか一方が強調され、かつ追求されることになったという点である。したがって、ガードナーやドメールらがその一方のアプローチのみを取り上げて、戦後再編実践の特質とするのは一面たるを免れないであろう。

みられるように、「国際協力」は過渡期においては、グローバルな世界市場の再分割をめぐる各国の対立関係を経済力に応じた協調関係に編成することによって実存形態を得たのである。では、このように各国の対抗関係を内に孕んだまま協調関係を維持するには、いかなる「合理的基準」が必要とされたのであろうか。ブルジョア的国際経済関係が「自動調節力」をもたず、したがってまた、それを自然調和的に律する「合理的基準」がないとすれば、何等かの国際調整の基準と機構が必要になるのは必至である。国際機関の設立や国際協定によって当事者間の共通の理想、目的、利害、および協調する意志、相互信頼が共通のイデオロギーによって総括されることだけが「国際協力」に正当性を与えることになったのである。過渡期の「国際協力」が普遍主義的な「共通分母」にもとづき、かつイデオロギーによって体系化されねばならない所以である。しかし、これは誰が調整するのかという「中心国」のリーダーシップ問題と深く関係していることも明らかである。アメリカはブレトン・ウッズ会議では、「自由・無差別・多角主義」を拡張主義的「国際協力」によって管理するという点でブレトン・ウッズを合理化す

ることができたが、他方金融協定批准時には、一転して「双務主義」の概念に属する対英ローンを「反ソ・反共主義」により総括し「国際主義」として体系化し直すことによってのみ、過渡期の「国際協力」に普遍・妥当性を与えることができたのも、まさにこのためであったのである。しかし、これは同時にブレトン・ウッズの「国際協力」が各国の経済政策の調整を必要とするという原理的矛盾をもち、したがってまた過渡期の「双務主義」の拡大・固定化によって「国際対立」と「国際協調」を止揚し得ないために、グローバルなユニバーサリズムの観念を喪失していく過程でもあったのである。それゆえ、過渡期の「国際協力」が「多角主義」と「双務主義」の併存に席を譲ったのは当然の成り行きであった、といえよう。

② 合衆国における対外借款政策

——対英ローン重視政策——

「明白なことは、ロシアが悪く行動すればする程ますますローンの可能性が強くなるということである。それは、議員がイギリスを好むばかりでなく、ロシアをあまり好まないからでもある。」⁴⁴⁾

1945年7月5日のイギリス労働党の大勝利により、ブレトン・ウッズ協定の批准は重大な問題に直面した。ロンドンでは未だブレトン・ウッズ協定を批准していなかったために、イギリスの行動の遅れはワシントンに三つの不安を募らせた。というのは、労働党の勝利は、(1)労働党の対内政策の基本が民間企業の統制にあったために、対外政策をソ連に同調させるかもしれないという心理的不安を高め、(2)社会主義政府はアメリカの考えよりも遥かに大規模に国家の計画化にコミットメントしていたため、スターリング諸国が「多角主義」体制から離脱させられるならば、合衆国の対外政策は大きな脅威を受けるだろうという実際上の危惧を増し、(3)もし労働党政府が「英ソ・ブロック」を形成するな

44) *The Economist*, March 23, 1946, p. 455.

らは、社会主義国家と資本主義国家との間の世界市場をめぐる激烈な競争が経済戦争をもたらすという絶対的脅威を極限にまで高めることになったからである⁴⁵⁾。

このために、米国は逆説的に「英米同盟」なしには世界経済システムを統一し、ロシアが反対している東欧の「門戸開放」という「自由・無差別・多角主義」のゴールを追求することが困難であると自覚するようになった。というのは、上述の脅威がロシアの「膨張主義」によって高まれば高まる程、逆に「ロシアの脅威」を過度に誇張することによりかかる脅威の可能性を事実上相殺する以外に選択の余地はないからであった。政府が反ソ政策の承認と支持を勝ち取るために、ことさらソ連の「未知なる脅威」を「実在的脅威」であると強調し、アメリカ国民を徹底的に威す必要があった所以である。

ところで、トルーマン政権によりソ連を排除する対ソ強硬路線が採られた一因がソ連の「東欧開放問題」にあったことは、周知の通りである。国務省の対ソ借款政策は、ソビエトを「ブレトン・ウッズ体制」へ組み込む手段としてローンを使用するというように、いわば外交の武器とみなす傾向が強かった。すなわち、対ソ借款問題は国務省の「多角主義」実現との関係から処理されたのである。このため国務省は、「多角主義」のグローバルな貫徹という観点からして、対ソ借款政策よりも対英借款政策を重視しがちであった。しかし、こうした対ソ借款を「外交武器」に使う国務省の政策がロシアに疑惑を抱かせることになったことは、いうまでもあるまい。これは、1945年11月14日付けのハリマン(W. Averell Harriman)駐ソ大使の対ソ借款問題に関する覚書からも窺うことができる。すなわち、(1)米国の対ソ借款政策はソビ

エトの誤解を増し、ロシアに一方的行動を採らせる傾向にある。(2)ソビエトは長期計画の下に動いており、最近になってアメリカのローンなしでの復旧計画を作成した模様である⁴⁶⁾。以上である。

つまり、国務省にとっては「多角主義」の実現の鍵が英米金融協定にあったことは、いまや明白であろう。ソビエトが1946年初期に、自国再建第一主義を表明し、スターリンによる「新5ヶ年計画」の発表によりソ連の一方的行動が明らかになってきたのは、かかる合衆国の外交の延長線上に位置するのである。トルーマン大統領が11月26日、対ソ借款供与に反対し、対英借款供与を優先させざるを得なかったのもこのためであった⁴⁷⁾。ところで、対ソ借款拒否の原因と背景について付言すれば、対ソ借款の条件は、(1)多角的貿易政策の採用、(2)ブレトン・ウッズ協定への参加、(3)東欧の門戸開放の三点、に絞られていたのであった⁴⁸⁾。しかし、「政府当局者の間では、ロシアがアメリカの条件を受け入れることはほとんど期待されていない」⁴⁹⁾というのが、当時の実情であった。とりわけ、ロシアがブレトン・ウッズ協定の批准に遅れている理由は、ソ連が(1)外国貿易を独占し、(2)資本主義制度に敵意を抱き、(3)金と外国為替保有額を公表する意志がなく、(4)世界経済の動向からの影響を最小限にするために、自国通貨ルー

46) CR, 1945, pp. 10-11, 31-33, A. 5103-5105; FR, 1945, V, pp. 935-936; T. G. Paterson, *op. cit.*, p. 49. なお、コーマー委員会の戦後経済政策については、U. S. Congress, House, Special Committee on Postwar Economic Policy and planning, *Economic Reconstruction in Europe*, Hous Rept, no. 1205, 79th Cong., 1st sess. November 12, 1945, pp. 1-51 を参照されたい。

47) *The Financial Times* (以下、FT と略記する), February 9, 1946, p. 2; L. C. Gardner, *op. cit.*, p. 129. なお、ソ連首脳がブレトン・ウッズ協定に調印することは不可能であるとみなすようになったのは、かかる経緯を背景としているといえよう (FR, 1946, I, p. 1387)。

48) FR, 1946, VI, pp. 824, 828-829, 834-835.

49) NYT, April, 1946, p. 17.

45) L. C. Gardner, *op. cit.*, pp. 118, 121-122. なお、アメリカにおいて英国労働党政権のラディカルな政策変化の象徴である国家統制主義が民間の創意と自由企業に対する終焉を知らせる兆しとみなされている点については、CFC, 163, February 14, 1946, p. 864 を参照されたい。

ブルに IMF 金平価を与えられるのを避けたいと望み、(5)東欧の支配を最重要政策にしていたからである、とみなされていた⁵⁰⁾。要するに、合衆国がクレジットの見返りに、ロシアから「多角主義」を獲得することがいかに非現実的かつ無益であるかは、これで明らかであろう。また、ロシアにとっては、ブレトン・ウッズ協定は本質的に資本主義的行動ルールの枠内で世界貿易の条件を改善するプランに他ならなかったのである。

ソ連がローンの条件を受け入れる見込みがないことが明らかになってくるにつれて、したがってまた、ソビエトの自力復興主義への政策転換が自明になるにつれて、ソ連の一方的行動は米国の「多角主義」に対する脅威とみなされるようになってきた。しかし、この点で注意すべきは、ソビエトにとってはアメリカが戦後再建問題において対英ローン交渉を優先させ、対ソ借款供与を事実上拒否したために、自力再建へと向かわざるを得なかったという意味において、選択の余地はなかったということである。こうして、米ソ関係が「協調」から「対立」に動くに連れて、米国政府内では「対ソ強硬派」がジョージ・F・ケナン (George F. Kennan) によって理論的基礎を示された「ソ連封じ込め政策」と結び付いて、トルーマン政権の外交政策の主流派を形成することになったことは、周知の通りである。Ⅲで本格的に論じるところではあるが、かかる文脈のなかで、ヴァンデンバーグ (Arthur H. Vandenberg) 上院議員が対英ローンを「英米同盟」による「多角主義」の実現とロシアのコミュニズムに対する「とりで論」から正当化を図り、金融協定批准論争の

「ターニング・ポイント」を画したのである⁵¹⁾。

さて、これまでの検討から明らかのように、米国は「双務主義」を防ぐために「双務主義」を訴えざるを得ないというディレンマを抱えることになった。では、いわゆる「キー・カレンシー・アプローチ」を米国が最後の「切り札」として用いざるを得なかったのは何故であろうか。既に前稿でみたように、ブレトン・ウッズ協定の批准の際に、「キー・カレンシー・アプローチ」は、(1)排他的な「英米共同主権」を確立する、(2)ユニバーサルな戦後の通貨問題とバイラテラルな戦後のイギリスの国際収支問題を同一視しているという点で、葬り去られたのであった⁵²⁾。しかし、英米金融協定の批准論争においては、米政権は反対に「キー・カレンシー・アプローチ」はブロックの形成を防止するという逆の論理を用いたのであった。すなわち、対英援助がなければ、英国は「ポンド・ブロック」を形成する、さらに「英ソ・ブロック」を形成するという「裏返し論理」の展開に他ならなかった。

では、何故米政権は、英米金融協定批准時に「キー・カレンシー・アプローチ」のいわゆる「裏返し論理」を使わざるを得なかったのだろうか。この問いへの答えは、何よりもまず、「キー・カレンシー・アプローチ」を正当化するために「双務主義」に固有の限界がいかにして克服されねばならなかったのかを明らかにした

51) NYT, April 21, 1946, p. 17, April 28, 1946, IV, p. 3. なお、ケナンの「封じ込め政策」については、差し当たり永井陽之助、前掲書、第1章、George F. Kennan, *Memoirs 1925-1950*, Boston, 1967, 邦訳『ジョージ・F・ケナン回顧録』読売新聞社、1973年を参照されたい。また、最近の『エコノミスト』誌は、「トルーマン・ドクトリン」がケナンのソ連の「封じ込め政策」に公式の起源を有することを言及している (The Economist, March 14, 1987, pp. 21-24) が、「トルーマン・ドクトリン」とケナン「封じ込め」政策との間には相違点があることもまた事実である。詳しくは、管英輝「ジョージ・F・ケナンと「封じ込め」構想」『法政論集』(北九州大学) 第8巻第2号、1980年をみられたい。

52) 拙稿、前掲論文。

50) CFC, 163, March 21, 1946, pp. 1495, 1510-1511.

なお、マイケセルによれば、ソ連がブレトン・ウッズに参加しなかった理由は、ロシアの外国貿易の国家独占が「自由・無差別・多角主義」原則と抵触する点にあったという (R. F. Mikesell, "Negotiating at Bretton Woods", In Raymond Dennett and Joseph Johnson, (ed.), *Negotiating with the Russians*, Boston, 1951, pp. 114-116)。

けれどもならないが、この問題については、Ⅲで本格的に展開することにしよう。

Ⅱ 英国における戦後再編実践

戦後の「自由・無差別・多角主義」的な世界市場編成に対する主要な危険は、「双務主義が波及し拡大する」⁵³⁾ことであった。イギリスが「双務主義」を採用し、「西欧における新しいモデル」としての「西側連合」⁵⁴⁾の形成の展望を余儀なくされざるを得なかったのは、必要に迫られた結果に他ならなかった。事実、英国の「双務主義」の動きは「米ソが地域主義政策の方に決定的に前進してきている」⁵⁵⁾という現状認識にもとづいていたのである。しかし、その実際上の存在理由が「差別的独占」⁵⁶⁾にあったことは明白であった。そして、これがソ連の戦後締結して来た一連の貿易協定にも妥当したことは、言うまでもない。相互援助協定第7条に抵触するかかる措置は、「ソ連ブロック」の攻撃に対してアメリカの貿易関係を保護するという緊急問題を米国に突き付けることになった。「スターリング・ブロック」と並んで「ロシア・ブロック」問題が浮上してきたのである⁵⁷⁾。

言うまでもなく、アメリカ側は、「多角主義」的な貿易・為替システムの早期回復を支持したのに対し、イギリス側は、依然として「厳格に双務的とまではいかない」、「完全に普遍主義とまではいかない」、「完全に多角的とまではいかない」⁵⁸⁾タームで戦後過渡期問題を考えていた。そして、イギリス政府首脳は「計画化された双

務主義的協定により貿易を拡大すること」⁵⁹⁾が新しい「第三のアプローチ」であると確信するに至ったのである。

イギリスでは、多角的な国際通貨通商システムがうまく機能するか否かは、何よりもまず、各国が国際貿易の方向と量の決定における国家主権を進んで放棄するか否かに第一義的に依存するとみなされた。第二の要件は、英国に対する支払いにのみ使用されうるような交換性のない、いわゆるポンド封鎖勘定問題がブレトン・ウッズの枠内でいかにうまく解決されるか否かであった。そして、もし世界が政治的にも経済的にも二つに分割される場合には、「限られた多角主義」が何も無いよりは増してである、とみなされたのである。

このように、「ドル不足」に代表される大戦直後の国際的不均衡の時期には、「限られた多角主義」だけが実行可能であるだろうという最終結論に達したのは、極めて現実主義的な考えであった、といえよう。では、このような「第三のアプローチ」はいかなる歴史的文脈のなかで理解されるべきであろうか。

1) 「ドル不足」問題と「双務主義」協定網の拡大

——「限られた多角主義」への途——

協定が「多角主義」または「双務主義」にもとづいているか否かは、世界経済に「拡張主義的圧力」を加える「国際協力」の善し悪しを決めるに当たっての唯一の要素である、と総じていわれている。しかし、世界経済ばかりでなくイギリス経済にも有利な地位を与えねばならない取決は、「通商金融協定が多角主義であるか双務主義であるかには完全に無関係である」というのが、ケインズの方針であった。それゆえ、この思考の延長線上で、ケインズが『「多角主義」は世界を『望ましい』ものにするのに助力

53) Horwards Ellis, "Bilateralisms and the Future of International Trade", *Essays in International Finance* (以下、EIFと略記する), No. 5, May 1945, p. 108.

54) *The Economist*, June 2, 1945, pp. 722-724, June 23, 1945, pp. 842-843, and June 30, 1945, p. 880.

55) *The Economist*, June 2, 1945, p. 723.

56) Horwards Ellis, *op. cit.*, p. 108.

57) Herbert Feis, "The Conflict Over Trade Ideologies", *FA*, Vol. XXV, No. 2, pp. 217-228.

58) *The Economist*, February 5, 1944, pp. 169-170.

59) Herbert Feis, "The Future of British Imperial Preferences", *FA*, Vol. XXIV, No. 4, p. 673.

するだろうが、しかしそれは『望ましい』ものそのものではない⁶⁰⁾という論理的帰結に達したことは、極めて自然のことであったといえよう。

確かに、「多角主義」は世界経済の拡大均衡を達成するに当たっては「望ましい」ものにちがいないが、戦後過渡期のイギリスにとっては「望ましい」ものではなかったという点において、協定が「多角主義」または「双務主義」にもとづいているか否かということだけを基準にして戦後再編実践の善し悪しを判断するのは早計にすぎよう。イギリスが世界経済にとって望ましい「多角主義」を実践するに当たっては、復興援助にみられる双務的な「拡張主義圧力」を合衆国から得るための「国際協力」を何よりもまず必要とすると訴えたのは、まさにこの文脈のなかで捉える必要があるだろう⁶¹⁾。つまり、英国では、ブレトン・ウッズの替わりにいかなる内容と額の援助が供与されるかが、米国による「国際協力」の実践に他ならないとみなされたのである。しかし、米国にとっての「国際協力」の意味はまさに正反対であった。米国の求める「国際協力」は、英国に対する援助は見返りなしに与えられる「施し」ではなく、英国自らが「多角主義」の実現のために前以て「双務主義」を放棄するという代償を支払うことを公約するというギブ・アンド・テイクの関係に他ならなかったのである⁶²⁾。すなわち、互恵的な「国際協力」の強調である。

このような英米の「国際協力」についての考え方の相違を反映して、戦後過渡期のイギリスの再建実践は「多角主義」か「双務主義」かという二者択一を迫られたのであるが、英国は先に言及した通り、「現実主義」に立脚して「第三のコース」、すなわち「双務的多角主義」を選択したのであった。しかし、イギリスの再建問題がいかに「現実主義」にもとづいて判断さ

れたとしても、「第三の選択」が米国の「拡張主義圧力」の程度と範囲に依存することには変わりは無かった。イギリスの再建実践が「多角主義」と「双務主義」の間を揺れ動き、究極的に「限られた多角主義」に「最適解」を見出した所以である。過渡期の「国際協力」が「多角主義」と「双務主義」の混合という特殊歴史的形態を採ったのは、以上の文脈のなかで理解しなければならないのである⁶³⁾。また、過渡期における「国際協力」により管理、組織化された「自由・無差別・多角主義」の形態が「敵対と協調の奇妙な結合」をその実体とする以上、そのうちに緊張関係と不安定さを内包せざるを得なかったのも、いわば当然であったといえよう。

2) 英米金融協定についてのイギリスの反応
英米金融協定は、英国の再建計画に必要な「双務主義」と「拡張主義」を保障するに足るものとみなされたのであろうか。総じて、イギリスでは、英米金融協定には反対が強かった。では、この点を、ロンドン『エコノミスト』誌の金融協定批判から確認することにしよう。

第1の反対理由は、「無差別主義」の名の下に、グローバルな「比較生産費」原理が絶対的に作用するという合衆国の主張を受け入れることができないという点にあった。イギリスは、自国の輸出を拡大するのに必要な外国市場を見付け出すべく、自身の大きな輸入市場を「交渉力」として自由に使用することができなければならなかったからである。英国はそれを実施する人々からは「互恵主義」、「相互主義」、またそれに反対する人々からは「双務主義」、「差別主義」と呼ばれる方法がなければ生存し得ないという認識であった。

第2は、協定が事実上、国際貿易の「計画化された拡張主義」の可能性を排除していたことである。英国側では「外国貿易の計画化」によ

60) Sir Richard Clark, *op. cit.*, p. 124.

61) *Ibid.*, p. 208.

62) *The Economist*, January 13, 1945, p. 35.

63) John Morton Blum, (ed.), *op. cit.*, p. 261; *The Economist*, February 5, 1944, p. 169, September 22, 1945, pp. 404-406.

り輸出入の均衡化を図ると同時に、外国貿易の拡大をも管理しうる唯一の方法は、他国と輸出市場を相互に保障する双務協定、すなわち「計画化された双務主義」を締結するだけであろうというのが支配の見解であったのに反して、アメリカ側はこれを「拡張主義」に反する「邪悪な計画」に他ならないという名目で禁止すべきである、としていたからであった⁶⁴⁾。

みられるように、イギリス側では、双務協定は「建設的かつ拡張主義的な経済協力のための道」⁶⁵⁾を開くものとみなされたのである。それはまた、貿易の均衡が必要な場合には、いつでも黒字国の輸入拡大という「計画化された拡張主義」によって回復され、もって制限的な「差別主義」を避けうる方法でもあったのである。そこで、イギリスは、(1)双務協定網の拡大はそれ自身が目的ではなく、過渡期のための安定的な為替関係システムを確立し、もって貿易の拡大を図ることがその主たる目的である、(2)アメリカの輸出に制限を置くものは、世界の残余に対して米国が輸入支払いとローンにより供給したドルの総量である、(3)それゆえ双務協定は、世界貿易の総額を縮小せず、むしろ輸出を拡大するという点で、アメリカの輸出の不利益にはならない、という論理を展開したのである⁶⁶⁾。

しかし、アメリカ側では、貿易の均衡はむしろ赤字国の輸入制限によって回復されねばならないと考える傾向が強かったので、英国が採用してきた「計画化された双務主義」は「差別主義」に他ならなかった。そのためイギリス側は、上述の論理を正当化するために、大西洋憲章第4項の「無差別主義」の原則を次のように解釈することにしたのであった。すなわち、世界貿易の総額を増大することなしに、ある国から他国に市場を移すにすぎない「差別」と、第三者に損害を与えることなしに、新しい貿易関係を創り出す「差別」とを明確に区別すべきで

あり、そして後者は大西洋憲章第5項の「経済の拡張主義」とは矛盾しないという見解であった。つまり、「拡張主義」を構成要素としない「国際協力」は、イギリスにとっては完全雇用政策のない国家政策と同様、危険な時代錯誤に他ならなかったのである⁶⁷⁾。要するに、英国では、米国が完全な「無差別主義」を強要する場合に、各国はブレトン・ウッズから総退却し、その上最も狭い自助措置を採るよう強いられることになるだろう、とみなされたのであった。

では、英国の期待したように、金融協定は米国が完全な「無差別主義」を強要しないばかりでなく、ブレトン・ウッズ協定が首尾よく機能する条件を満たすものであったのであろうか。次に、この点を検討することにしよう。

英国の英米金融協定に反対する理由は、協定の原理そのものにあった。それは、英国が積極的には37億5千万ドルのクレジット供与、また消極的には戦債の削減ならびにその支払い延期と引き換えに、スターリング・ブロックの解体から英帝国特惠制の撤廃にまで至る「自由・無差別・多角主義」の承認を迫られていたからであった。しかし、英国にとっては、まさにユニバーサルなブレトン・ウッズ協定が機能する絶対的条件がないということこそが、戦後ブレトン・ウッズから突き付けられた現実問題であった。すなわち、英米金融協定によって、ブレトン・ウッズの作動する絶対的条件——①スターリングの過多とドル不足の同時存在をうまく管理し、国際収支を均衡化するよう英米両国が対外経済関係を調整すること、②米国が自ら不況を防ぐよう完全雇用政策を採ること、③過渡期に加盟国の行動の自由を認めること——が満たされるか否かは、定かではなかったからである⁶⁸⁾。

ところで、ブレトン・ウッズの作動する絶対的条件が債権国としてばかりでなく、「中心国」

64) *The Economist*, December 15, 1945, p. 850.

65) *The Economist*, January 13, 1945, p. 36.

66) *Ibid.*

67) *Ibid.*

68) *Ibid.*, and July 21, 1945, pp. 75-76, August 25, 1945, pp. 252-253.

としての役割をも期待されていた合衆国の態度に大きく依存していたことは、疑問の余地がなかった。そして、ブレトン・ウッズが非常に狭い範囲内で作用するよう企てられたこともまた、既に明らかにした通りである。それゆえ、アメリカがブレトン・ウッズの枠外から双務的に巨額の対英援助を供与する場合にのみ、イギリスの国際収支問題がブレトン・ウッズの枠内で解決されるという逆説的な関係にあったのである。これが戦後過渡期の問題の条件であったのである。

では、英米金融協定は、英国の国際収支問題をブレトン・ウッズの枠内で解決するに足る程の「拡張主義圧力」を加えることができるとみなされたのであろうか。アメリカが英米金融協定によって、「ドル不足問題」をブレトン・ウッズの枠内で処理すると共に、ブレトン・ウッズの機能する絶対的条件を満たそうとしたことは、周知の通りである。しかしながら、英米金融協定が双方の「解」を満たすものでなかったこともまた、明らかである。それゆえイギリスは、英米金融協定によって戦後国際経済関係の安定と拡張が確保される前に、安定と拡張という仮定の上に打ち立てられたブレトン・ウッズ・システムを前以て受け入れなければならない、というディレンマに陥ったのである。

このように、英米金融協定は不十分な「拡張主義」を代価として「国際協力」を求め、イギリスを「片輪」にする「自由・無差別・多角主義」措置以外の何物でもなかったのである⁶⁹⁾。つまり、英米金融協定によって米国にだけ適合する「自由・無差別・多角主義」の世界にイギリスが即時に包摂されることになっている点こそが、英国において金融協定の原理そのものが「不合理」であり「苛酷なもの」とであると批判された根本理由であったのである。英連邦特惠関税制度を強く擁護した軍需相のビーバーブルック (Lord Beaverbrook) 卿が、世界全体に

とって疑い無く有益であることを当然と仮定しているブレトン・ウッズに反対して、「帝国自給学説」を提唱したのは、まさにこのためであったのである⁷⁰⁾。

以上、イギリスにとっての英米金融協定の全問題は、金融協定がブレトン・ウッズ計画をはるかに越えてイギリスの自由を制限し、イギリスの経済政策をアメリカの経済政策に従属させるものであるというように、ブレトン・ウッズ・システムが理論的に望ましくないばかりでなく、アメリカの「経済の拡張主義」によってブレトン・ウッズが有効に作動するか否かにあったのである⁷¹⁾。

3) 英国議会における論議

英米金融協定が英国において激しい反発を受けた主たる理由が、協定の原理そのものにあったことは先にみた。英国議会で行われた論議もまた、ローンの条件そのものについて極めて激しい抵抗を受けた。労働党政府のヒュー・ドールトン (Hugh Dalton) 蔵相によれば、金融協定によってイギリスがブレトン・ウッズ協定に対するセーフガードを失うことになることが、議会における承認をとりわけ困難にした理由であった。金融協定がブレトン・ウッズ協定に反する本質的な点は、次の三つであった。すなわち、(1)過渡期の利益が5年から15か月に短縮され、(2)「稀少通貨」条項の利益が奪われ、(3)IMFから行動の自由を回復するといういわゆる「脱退権」が取り上げられていた点に、非難が集中したのである⁷²⁾。

では、このような英米金融協定の批判に対して、英国議会ではいかなる論議が展開されたのであろうか。議会での論点は、次のようにまとめることができよう。

70) *Nation*, March 16, 1946, p. 316; A. J. P. Taylor, *Beaverbrook*, London, 1972, pp. 570-572.

71) *The Economist*, December 8, 1946, pp. 829-831.

72) Hugh Dalton, *op. cit.*, pp. 85-86; *FR*, 1945, VI, pp. 132, 189.

69) *The Economist*, December 8, 1945, p. 821; *CFC*, 163, May 9, 1946, pp. 2525, 2544.

(1)金融協定を拒否した場合の英国経済の悪影響が強調されたことである。たとえ十分ではないとしても、新たにドル資金を確保しないと、英国は戦時中より厳しい苦難と窮乏に甘んじなければならなくなる、というドールトンの主張がこの見解を代表している。

(2)金融協定の拒否は、英国の経済と金融に混乱をもたらすばかりでなく、「英米協調」の全希望を打ち砕き、もって「国際協力」の全将来をも崩壊させるだろう。ドル・クレジットだけが、ブレトン・ウッズの枠内でイギリスに戦後復興のための「息抜きの機会」を与え、世界的規模での国際経済秩序のなかで英国の産業力を回復させる、という考えである。

(3)「世界的ベースでの多角主義的貿易」かまたは「地域主義的ベースでのスターリング地域内の多角的貿易」かという最大の争点については、「多角主義」原則は英、米、ソ間の経済平和を保つ唯一の希望を提供すると訴えられた。そして、「多角主義」が不可能な場合にのみ、「双務主義」が行使されるべきとされた。

(4)英米間で金融協定に達するか、または金融経済上の覇権をめぐる闘いを行うかという二者択一問題については、世界は現在、英、米、ソの三大列強間の政治経済上の密接な協力関係を危うくするような大きな危険に直面している、と訴えられた。一つは、ヨーロッパがロシアとイギリスの指導下において二つのブロックに分割されるという政治的危機であった。もう一つは、世界が再び英米の指導下で二つのブロックに分けられるという経済的危機であった。それゆえ金融協定賛成論者は、英、米、ソがお互いに「経済ブロック」を形成しつつあるという「現実主義」に立脚して、もし金融協定が拒否されれば三大ブロックの固定化に帰着するが、一方金融協定の批准はロシアに対抗する「英米提携」を形成するとして金融協定の決断を迫ったのである⁷³⁾。その上、もし金融協定が失敗し

た時に「双務主義」が採用されることになった場合にも、金融協定の成否は世界最大の生産者である合衆国が同時に世界最大の輸入者になるか否かに依存していたとして、これを米国の責任に帰すことができる、と訴えられたのである。つまり、金融協定が目指した「多角主義」の前途は、合衆国の将来の経済政策に委ねられると主張されたのである⁷⁴⁾。

この最後の点で留意すべきは、この論理の延長線上にチャーチルのロシアに対する「英米同盟論」が出て来るのは論理必然であった、ということである。そして、この「英米同盟論」は、Ⅲで詳しく展開するはずであるが、アメリカ側にとっては「ソ連ブロック」に対抗すると同時に、英国が荒廃したヨーロッパの指導権を握って「ソ同盟」と「ドル・ブロック」との間に「西欧ブロック」を形成する可能性をも封じる道を与えることになったという点で、とくに注目されねばならない⁷⁵⁾。

以上、イギリスにおいては、「多角主義制度はドル不足が存在するかぎり、決してうまく行かないだろう」⁷⁶⁾と考えられていたのである。しかしながら、英米金融協定締結により、英国は今度はポンドの交換性を回復することによって、「国際協調」への第一歩を踏み出し、「国際協力」の実を示すよう余儀なくされたのである。それゆえ、ヒューバート・ヘンダーソン(Hubert Henderson)のいうように、英国にとっての英

mons, Vol. 417, 1945, pp. 441-443, 677-678, 691-692; U. K. Parliament, "Anglo-American Financial Agreements", House of Lords, Vol. 138, 1945, pp. 686, 704.

74) Ibid., pp. 759, 792.

75) このため、エメリーによれば、金融協定はロシアが東欧の支配によりヨーロッパの政治的解体を決めたと同様に、ヨーロッパの経済的分割を決めたことの証左に他ならなかった(L. S. Amery, *op. cit.*, p. x)。なお、『エコノミスト』は「ロシアに対する英米同盟」論の正当性として、「世界平和に対する将来の脅威の眼に見える唯一の可能性がソ連の政策にある」(*The Economist*, March 9, 1946, p. 361)と報じていた。

76) Roy F. Harrod, *Are These Hardships Necessary?* London, 1947, p. 42.

73) U. K. Parliament, "Anglo-American Financial and Economic Discussions", House of Com-

米金融協定の本質的特徴は、それが国際収支の不均衡是正を助けることではなく、英国の国際収支是正措置がアメリカの輸出貿易にとって有害とみなされる場合には、むしろそれらの措置を禁止しようとしていることにあった、ということができるのである⁷⁷⁾。金融協定がイギリスに対する「無差別主義」の過度の要求に他ならないとみなされた所以である。すなわち、これが意味していることは、国際貿易の流れは国際収支の考慮によって影響を及ぼされるべきではないという要求に等しかったのである。したがってまた、インド相エメリー (L. S. Amery) によれば、米国政府当局は、世界不況は貿易・為替制限により引き起こされたことに照らして、

かかる統制の単なる除去が世界的規模の「拡張主義」を自動的にもたらすという、いわゆるハルの古典的な「自由貿易主義」の教義を盲目的に確信していたということになる。しかし、イギリスにとっては、「英帝国特惠の除去に対するアメリカの希望はイギリス帝国の存在権の直接の否定」⁷⁸⁾以外の何物でもなかった。以上、イギリスにとっては、「多角主義」は常に豊かな国を豊かにし、貧しい国をより貧しくする傾向を有する貿易制度であるために、英国政府が「計画化された双務主義」により貿易を拡大しようと確信するに至った経緯は明白であろう⁷⁹⁾。(続く)

77) Sir Hubert Henderson, "The Anglo-American Financial Agreement", *Oxford Institute of Statistics Bulletin*, Vol. 8, No. 1, January 1946, p. 13.

78) L. S. Amery, *op. cit.*, pp. vi, viii.

79) Paul Einzig, "The Case for Bilateralisms", *The Banker*, lxxxiv, October, 1947, p. 31; Herbert Feis, *op. cit.*, p. 673.